

Ⅲ 生活衛生

生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当、保健栄養担当で組織され、都民の日常生活に密接に関連する医事、薬事、環境衛生及び食品衛生等に係る各種の事業を実施した。

1 医事・薬事

(1) 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

平成19年度から有床診療所への立入調査を実施している。平成20年度からは、3年に1回の頻度で立入調査を実施することとし、今年度は8件立入調査を実施した。また、平成19年度の市移管に伴い、新たに衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っている。

(2) 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品等7品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。試験結果は、全品目適合であった。

(3) 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉取締、11月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

(4) 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受け及び交付を行っている。

(5) 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等、36検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

(6) 薬物乱用防止対策

東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会とともに、平成20年5月の「健康フェスタ」、11月には「いちよう祭り」において、薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施し、薬物乱用の恐ろしさや知識の啓発に努めている。平成20年度から、小・中学校生徒の指導にあたる教師及び薬物乱用防止講師の資質の向上に資するため薬物乱用防止講師養成研修会を開始した。

また、市内の小中学校生を対象とした薬物乱用防止講習会において使用するパンフレットや、薬物標本の貸し出し等を行っている。

(7) 救急医療機関

救急業務に関し協力する旨の申し出があって、告示（更新）のあった医療機関は、8施設であった。

(8) 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっている。

医事業事関係施設数及び監視指導件数（表1-1）

（平成20年度）

業 績	施 設 数		新 規	廃 止	更 新	諸 届	監視指導
	19年度末	20年度末					
病院	43(9,440)	43(9,588)	0	0	—	110	1
一般診療所	379(164)	380(164)	19(0)	18(3)	—(—)	130	31
有床	25(164)	24(161)	0(0)	1(3)	—(—)	9	8
無床	354	356	19	17	—	121	23
歯科診療所	286(—)	281(—)	8	13	—(—)	74	10
有床	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	0
無床	286	281	8	13	—	74	10
助産所	17(8)	17(8)	0	0	—(—)	0	0
有床	3(8)	3(8)	0	0	—(—)	0	0
無床	14	14	0	0	—	0	0
衛生検査所	7	6	0	1	—	6	8
施 術 所							
あま指、はり、きゅう	232	244	21	9	—	17	21
柔道整復	96	98	7	5	—	10	6
出張施術業務者	175	175	14	11	—	0	0
医業類似行為	1	1	0	0	—	0	0
歯科技工所	83	84	2	1	—	1	2
総 数	1,322	1,329	92	58	—	348	120
薬 品							
薬局	203	204	9	8	5	447	138
販 売 業							
一般販売業	57	56	4	5	0	47	28
卸売一般販売業	28	26	0	2	1	25	21
薬種商販売業	16	15	1	2	1	1	6
特例販売業	8	7	1	2	0	1	7
配置販売業	—	—	—	—	—	—	—
薬局・製造販売業	18	15	0	3	1	19	12
薬局・製造業	18	16	1	3	1	3	12
麻薬小売業者	106	110	11	7	37	165	81
向精神薬販売業者	288	286	—	—	—	—	186
覚せい剤原料取扱薬局*1	203	204	—	—	—	2	138
高度管理医療機器販売業・賃貸業	142	144	10	7	0		56
高度管理医療機器販売業	107	103	5	9	0	96	46
高度管理医療機器賃貸業	1	1	0	0	0		0
管理医療機器販売業・賃貸業(兼業)	212(176)	216(168)	13(8)	12(1)	—		158
管理医療機器販売業	641	681	75	23	—	16	1
管理医療機器賃貸業	6	6	0	0	—		0
化粧品販売業	312	308	15	19	—	—	224
医薬部外品販売業	312	308	15	19	—	—	224
毒 物 劇 物							
販 売 業							
一般販売業	155	156	11	10	5	25	85
特定品目販売業	10	10	0	0	0	2	3
農業用品目販売業	9	9	0	0	0	8	9
業 務 上 取 扱 者							
届 出							
電気メッキ業	4	4	0	0	—	0	5
金属熱処理業	—	—	0	0	—	0	0
しろあり防除業	—	—	0	0	—	0	0
非 届 出							
工場・研究所	57	57	—	—	—	—	0
学校	140	140	—	—	—	—	37
総 数	3,053	3,082	170	125	50	857	1,477

() 内は病床数 あま指：あん摩マッサージ指圧

※1覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

病院・診療所・助産所病床数（表1-2）

区 分	総 数	病 院	病 院 内 訳					一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助産所
			一般病床	結核病床	精神病床	感染症病床	療養病床			
平成19年度	9,317	9,153	2,865	—	4,113	8	2,167	164 (17)	—	8
平成20年度	9,648	9,476	3,035	34	4,232	8	2,167	164 (17)	—	8

(注)：() 内は、療養病床再掲
八王子医療刑務所病院・少年院（診療所）関係の病床は含まない。

医療従事者免許受付件数（表1-3）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
19	総 数	1041	39	15	146	104	15	478	95	7	20	48	4	6	28	35	1
20	総 数	866	26	12	148	75	5	387	89	7	10	29	4	2	32	36	4
	新 規	519	17	7	105	56	3	212	33	6	3	16	4	2	24	31	
	籍訂正・書換	289	3	3	38	18	2	152	41	1	6	12			7	5	1
	再 交 付	27	1		3	1		11	8		1	1			1		
	除 籍 (まっ消)	10	5	2	1			2									
	そ の 他	21			1			10	7								3

シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査（表1-4）

年 度	区 分	施 設 数	採 水 件 数	検 査 結 果	
				1.0ppm 以下	1.0ppm を超えたもの
19	総 数	3	3	3	—
20	総 数	3	3	3	—
	電気めっき業 金属熱処理業	3 —	3 —	3 —	— —

医療機関従業者数表（表 1 - 5）

（平成17年10月 1 日現在）

種 別	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所
総 数	7,563.1	2,361.4	1,189.6
医 師	678.2	473.1	—
（ 常 勤 ）	556.0	364.0	—
（ 非 常 勤 ）	122.2	109.1	—
歯 科 医 師	22.4	5.3	389.4
（ 常 勤 ）	16.0	2.0	343.0
（ 非 常 勤 ）	6.4	3.3	46.4
薬 剤 師	193.6	17.1	1.0
保 健 師	—	3.8	—
助 産 師	41.0	1.0	—
看 護 師	2,121.8	187.9	0.2
准 看 護 師	971.0	115.1	—
看 護 業 務 補 助 者	1,440.0	141.0	—
理 学 療 法 士	126.0	18.5	—
作 業 療 法 士	136.6	6.1	—
視 能 訓 練 士	11.0	5.2	—
言 語 聴 覚 士	37.5	2.0	—
義 肢 装 具 士	—	—	—
歯 科 衛 生 士	9.1	6.9	226.0
歯 科 技 工 士	2.0	1.3	18.9
歯 科 業 務 補 助 者	—	—	418.7
診 療 放 射 線 技 師	118.0	20.0	—
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	6.7	11.7	—
臨 床 検 査 技 師	171.3	38.4	—
衛 生 検 査 技 師	—	4.5	—
臨 床 工 学 技 師	34.5	23.1	—
あん摩マッサージ指圧師	12.5	46.7	—
柔 道 整 復 師	—	9.5	—
管 理 栄 養 士	63.1	—	—
栄 養 士	40.5	24.9	—
精 神 保 健 福 祉 士	62.9	2.7	—
社 会 福 祉 士	9.0	6.0	—
介 護 福 祉 士	110.2	172.6	—
そ の 他 の 技 術 員	54.4	42.6	—
医 療 社 会 事 業 従 事 者	34.0	12.0	—
事 務 職 員	574.3	653.0	112.3
そ の 他 の 職 員	481.5	309.4	23.1

※ 3年ごとに行われる医療施設静態調査による。

救急医療機関（表1-6）

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
生活協同組合多摩相互病院	八王子市旭町3-1	622-7268	内、胃、外、眼、皮、泌、放、こ、呼、循
東海大学八王子病院	八王子市石川町1838	639-1199	内、消、循、外、脳、皮、産婦、耳、リハ、麻、精、呼、呼外、心、小、小外、整、泌、眼、放、形、神内、リウ、齒外、心内、ア
医療法人社団 北原脳神経外科病院	八王子市大和田町1-7-23	645-1110	脳、リハ、精、齒、循
医療法人社団玉栄会 東京天使病院	八王子市上老分方町50-1	651-5331	内、精、リハ、心内、呼、循、消、整、脳、形、心、齒、齒外
医療法人社団清智会 清智会記念病院	八王子市子安町3-24-15	624-5111	内、外、整、リハ、婦、脳、泌
医療法人社団永生会 南多摩病院	八王子市散田町3-10-1	663-0111	内、消、外、整、眼、皮、泌、婦、放、麻、精、神内、ア、呼、リハ
医療法人社団親和会 野猿峠脳神経外科病院	八王子市下柚木1974-1	674-1515	脳、放、神内、リハ、麻、循
医療法人社団八九十会 高月整形外科病院	八王子市高月町360	692-1115	整、形、リハ、リウ、皮、美、
井上病院	八王子市館町559-1	664-5833	内、胃、外、整
東京医科大学 八王子医療センター	八王子市館町1163	665-5611	内、小、外、整、脳、眼、耳、泌、放、麻、皮、形、循、呼外、齒外、消、心、産婦、神内
医療法人社団徳成会 八王子山王病院	八王子市中野山王2-15-16	626-1144	内、外、整、脳、ア、呼、消、循、眼、皮、泌、リハ、放
医療法人財団興和会 右田病院	八王子市本町13-2	622-5155	内、消、循、外、整、皮、泌、こ、リハ、呼
財団法人仁和会総合病院	八王子市明神町4-8-1	644-3711	内、外、整、眼、耳、婦、皮、泌、齒外、放、消、リハ、こ、形、脳
医療法人社団明樹会 御殿山クリニック	八王子市鎌水428-160	677-1500	内、外、循

内：内科、呼：呼吸器科、消：消化器科、胃：胃腸科、循：循環器科、小：小児科、精：精神科、神：神経科、
 神内：神経内科、心内：心臓内科、ア：アレルギー科、リウ：リウマチ科、外：外科、整：整形外科、形：形成外科、
 美：美容外科、脳：脳神経外科、呼外：呼吸器外科、心：心臓血管外科、小外：小児外科、産婦：産婦人科、
 産：産科、婦：婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻いんこう科、気：気管食道科、皮泌：皮膚泌尿器科、皮：皮膚科、
 泌：泌尿器科、性：性病科、こ：こころ科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、麻：麻酔科、齒：歯科、
 矯：矯正歯科、小齒：小児歯科、齒外：歯科口腔外科

年末届出件数（表1-7）

平成20年12月31日現在

区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
件 数	7,981	1,112	392	1,489	297	96	4,595			

2 環境衛生

環境衛生事業は、都民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、都民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・許可・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表2-1）

業種	施設数		許可・確認 届出件数	変更 件数	廃止 件数	監視指導 件数
	19年度末総数	20年度末総数				
総数	6,756	6,656	138	213	238	1,283
理容所	339	337	17	46	19	183
美容所	592	600	35	20	27	365
クリーニング所	366	360	20	18	26	161
一般	131	129	4	5	5	97
二次	235	231	16	13	21	64
公衆浴場	39	39	-	8	-	37
普通の	5	5	-	-	-	5
その他	34	34	-	8	-	32
旅館業	73	70	2	15	5	85
ホテル	25	26	1	6	-	27
旅館	41	38	-	8	3	38
簡易宿	7	6	1	1	2	20
下宿	-	-	-	-	-	-
季節営業（再掲）	1	1	-	1	-	1
興行場	22	22	-	5	-	22
映画館	13	13	-	-	-	13
多目的利用施設	8	8	-	4	-	8
その他	1	1	-	1	-	1
仮設興行場	-	-	-	-	-	-
プ	156	156	23	14	23	174
許可	25	24	22	8	23	46
届出	131	132	1	6	-	128
水道施設	3,332	3,230	27	28	129	151
上水道	-	-	-	-	-	-
簡易水道	-	-	-	-	-	-
専用水道	44	44	-	20	-	45
簡易専用水道	835	827	13	4	21	17
特定小規模貯水槽水道	739	695	9	2	53	75
特定外小規模貯水槽水道	1,714	1,664	5	2	55	14
温泉利用施設	9	9	-	-	-	2
墓地	1,684	1,682	5	1	7	69
墓地	1,669	1,665	3	-	7	65
納骨堂	14	16	2	1	-	3
火葬場	1	1	-	-	-	1
特定建築物	144	151	9	58	2	34

環境衛生関係施設・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表2-2）

施設	施設数		許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
	19年度末総数	20年度末総数			
総数	895	896	4	3	22
コインランドリー	60	61	4	3	11
コインシャワー	—	—	—	—	—
飲用に供する井戸等	835	835	—	—	11

(2) 室内環境対策

健康づくり施策の一環として、測定機器等を使用して住まいの環境調査を実施し、データに基づき健康的な住まい方や維持管理について助言を行っている。

室内環境対策（表2-3）

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	16	9	6	297	8	29	365
調査件数	4	—	—	26	5	3	38

(3) 環境衛生関係施設の科学検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行っている。なお、施設の科学検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

ア 理容所・美容所の空気検査（表2-4）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
							冷房期		暖房期	
					適合	不適合	炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	123	122	1	123	122	1	—	—	1	—
美容所	174	174	—	174	174	—	—	—	—	—
					基準	0.5%以下	(50ppm以下)*	0.5%以下	(50ppm以下)*	

*（ ）内については、指導基準によるもの

イ クリーニング所の空気検査（表2-5）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	23	23	—	23	23	—	50ppm 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	200ppm 以下
フロン (113)	—	—	—	—	—	—	—

ウ クリーニング所の排水検査（表2-6）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	7	6	1	7	6	1	0.1mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	3mg/l 以下

エ 公衆浴場検査（表2-7）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
					適 合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素
普 通	5	5	—	24	24	—	—	—	—	—	—	—
その他	29	21	8	105	92	13	—	—	—	6	2	7
					基 準		5度以下	25mg/l 以下	1個/ml 以下	20Lux 以上	検出され ないこと	0.4mg/l 以上

オ 興行場の空気検査（表2-8）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
					適 合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度
冷房期	21	20	1	42	40	2	2	—	—	—
					基 準		0.15% 以下	30個/枚 以下	0.2mg/m ³ 以下	*

* 場内において映写中または演技中は0.2Lux 以上、休憩中は20Lux 以上

カ プールの水質検査（表2-9）

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延べ数）								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
許可	48	41	7	116	111	5	-	-	1	-	1	2	2	-	-
届出	134	128	6	270	260	10	-	2	-	-	-	-	-	8	-
基準							5.8～8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/ml以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/ℓ以上	0.15%以下

(4) 行政による水質検査

専用水道や井戸水など実態把握のための行政検査を行っている。

行政による水質検査（表2-10）

区分	検査数	適合	不適合	項目別不適数（延べ数）							
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	その他	
総数	14	10	4	1	1	-	-	-	-	2	
飲料水	専用水道	4	2	2	-	-	-	-	-	2	
	井戸水等	10	8	2	1	1	-	-	-	-	
基準				検出されないこと	100個/ml以下	5度以下	2度以下	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	-	

(5) 苦情と相談

内容別相談件数（表2-11）

総数	営業関係			飲料水					その他
	六法	その他（特定建築物含む）	小計	法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	小計	
546	225	139	364	48	22	7	86	163	19

(6) 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

衛生管理講習会（表2-12）

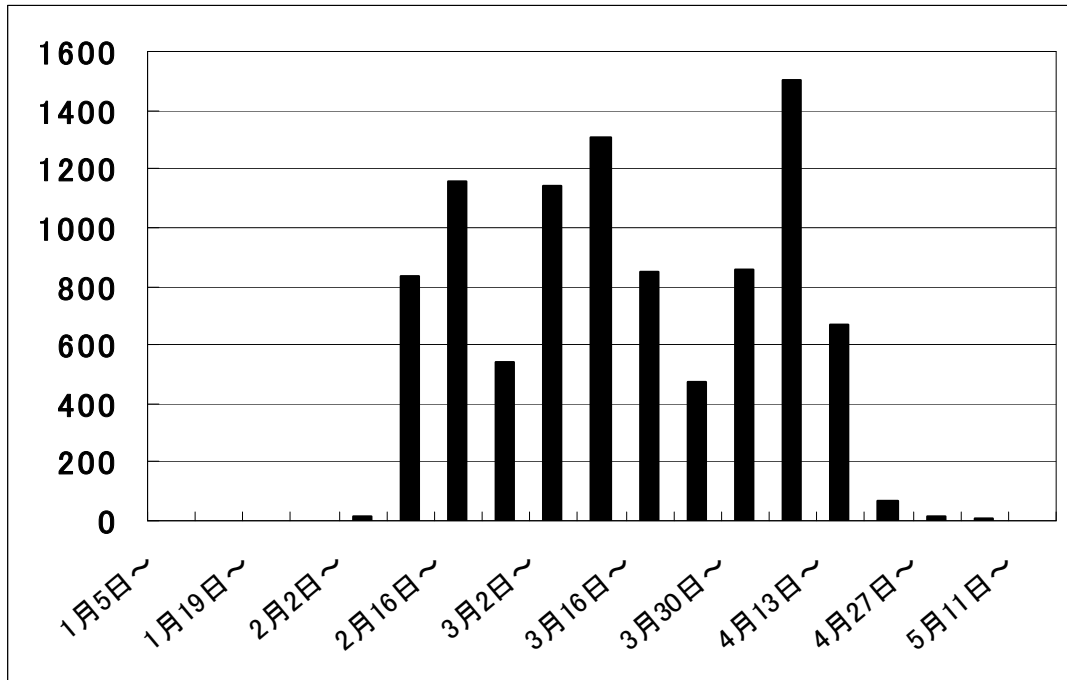
対象	回数	内容	受講者数
プールの管理者	3	プールの衛生管理について	184
理容所の経営者	3	理容所の衛生管理、感染症について	188
美容所の経営者	4	美容所の衛生管理、感染症について	257
旅館業の経営者	1	旅館業営業施設の衛生管理、施設の衛生等について	36
特定建築物管理者	1	立入検査時の事例、建築物環境衛生維持管理要領	95
私立保育園協会の看護師	1	感染症の予防について	30
八王子市環境衛生協会自治指導員	1	新型インフルエンザ、環境自主点検について	28
市民（アレルギー教室）	1	子どものぜん息と日常生活、室内環境対策について	32

(7) 飛散花粉数調査

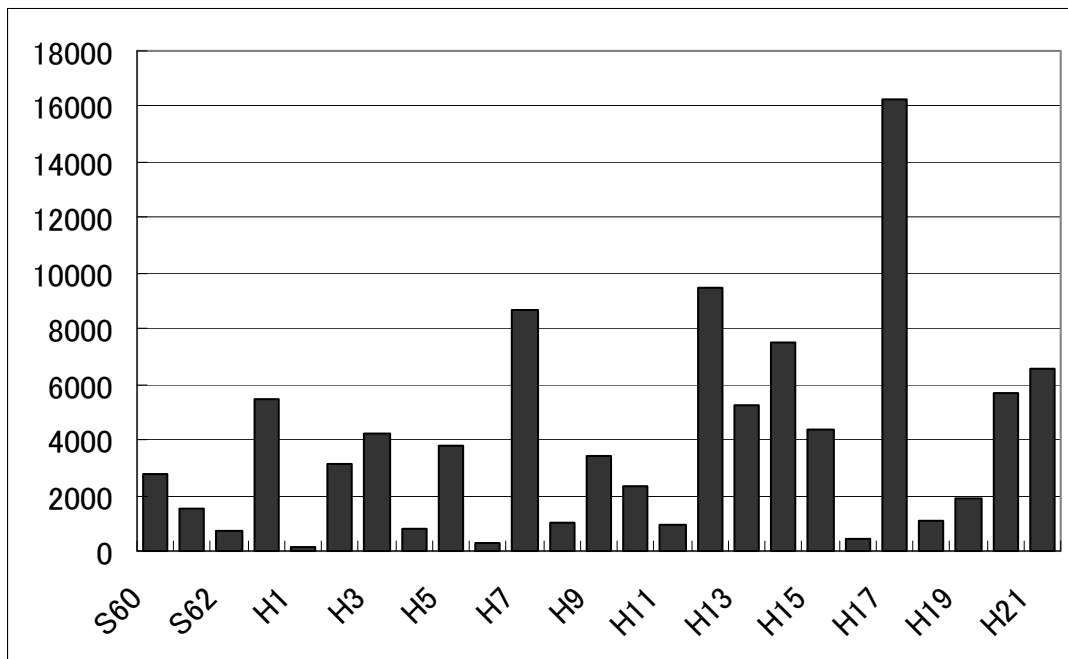
花粉症対策の基礎資料とするため、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

平成21年春（21年1月5日から5月11日）の八王子の観測点でのスギ・ヒノキ科花粉数は9440.7個/cm²を観測した。都内平均のスギ、ヒノキ科合計飛散花粉数は昨春の約1.1倍、過去10年平均の約1.2倍で、過去10年間で4番目に多い数値であった。八王子の観測点では昨春の約1.3倍となっていた。

(個/cm²/週) **図2-1 八王子観測点のスギ・ヒノキ花粉飛散数（週別）**



(個/cm²/シーズン) **図2-2 都内の観測地点の平均値（年別）**



3 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これらの施設に対する監視指導、食中毒を起こしやすい業種の重点監視及び市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、衛生講習会を実施し、食品関係業者等の衛生知識の普及向上に努めた。

(1) 営業施設、許可数、監視指導件数

ア 食品衛生法第52条に規定する営業（表3-1）

区 分		19年度末 営業所数	20年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考
				新 規	更 新			
合 計		8,913	8,919	1,112	1,061	1,106	4,386	
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	54	55	1	9	—	52	
	バー・キャバレー	162	164	35	3	33	46	
	一般飲食店	3,366	3,282	314	403	398	1,457	
	民生食堂	—	—	—	—	—	—	
	すし屋	168	162	3	33	9	139	
	そば屋	146	139	9	20	16	92	
	仕出し屋	60	56	5	5	9	29	
	弁当屋	218	220	44	18	42	175	
	そう菜店	189	185	66	17	70	196	
	移動	10	9	—	—	1	—	
	臨時	272	334	74	11	12	86	
	許可ある集団給食	269	277	26	17	18	223	
	自動車	46	44	5	1	7	6	
	自動販売機	5	5	4	1	4	5	
天ぷら船	0	—	—	—	—	—		
屋形船	0	—	—	—	—	—		
小 計		4,965	4,932	586	538	619	2,506	
喫 茶 店 営 業	店舗	45	50	13	3	8	26	
	自動販売機	941	949	84	140	76	230	
	自動車	2	3	1	—	—	1	
小 計		988	1,002	98	143	84	257	
菓 子 製 造 業	パン製造業	140	143	17	7	14	87	
	生菓子製造業	152	156	46	24	42	142	
	その他の菓子製造業	121	171	74	7	24	125	
	移動	2	2	—	—	—	—	
	臨時	66	72	10	3	4	13	
	自動車	19	20	3	—	2	3	
小 計		500	564	150	41	86	370	
あ ん 類 製 造 業		2	2	—	—	—	—	
アイスクリーム類製造業		80	76	28	4	32	48	
乳 処 理 業		—	—	—	—	—	—	
計		6,535	6,576	862	726	821	3,181	

区 分		19年度末 営業所数	20年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考
				新 規	更 新			
特別牛乳さく取処理業		—	—	—	—	—	—	
乳 製 品 製 造 業		4	4	—	—	—	5	
集 乳 業		—	—	—	—	—	—	
乳類販売業	専	44	39	—	11	5	14	
	シヨーカー	671	647	69	86	93	212	
	自動販売機	512	515	63	100	60	221	
	移動販売車	4	4	1	—	1	56	
小 計		1,231	1,205	133	197	159	503	
食 肉 処 理 業		16	15	—	1	1	6	
食肉販売業	一	142	134	7	20	15	124	
	包	335	336	44	31	43	124	
	自動販売機	—	—	—	—	—	—	
	移動販売車	1	1	—	—	—	—	
小 計		478	471	51	51	58	248	
食 肉 製 品 製 造 業		5	6	1	—	—	1	
魚介類販売業	一	182	178	11	26	14	159	業変-1 業変+1
	包	300	304	44	31	41	108	
	移動販売車	5	4	—	1	1	1	
	小 計		487	486	55	58	56	268
魚介類せり売業		1	1	—	—	—	—	
魚肉ねり製品製造業		8	8	—	2	—	11	
食凍・冷蔵 品の冷業	冷	8	8	—	—	—	14	
	冷蔵	6	8	2	2	—	5	
	小 計		14	16	2	2	—	19
食品の放射線照射業		—	—	—	—	—	—	
清涼飲料水製造業		4	5	3	—	2	5	
乳酸菌飲料製造業		—	—	—	—	—	—	
氷雪製造業	氷	1	1	—	1	—	2	
	雪	—	—	—	—	—	—	
	自動角氷製造機	—	—	—	—	—	—	
	自動販売機	—	—	—	—	—	—	
小 計		1	1	—	1	—	2	
氷 雪 販 売 業		5	5	—	3	—	9	
食製 用油 脂業	動 物 性 油 脂	1	1	—	—	—	1	
	植 物 性 油 脂	2	2	—	—	—	—	
	小 計		3	3	—	—	—	1
マーガリン又はショートニング製造業		—	—	—	—	—	—	
みそ製造業		—	—	—	—	—	—	
醤油製造業		—	—	—	—	—	—	
計		2,257	2,226	245	315	276	1,078	
ソ ー ス 類 製 造 業		2	2	—	—	—	1	
酒 類 製 造 業		4	3	1	—	2	4	
豆 腐 製 造 業		37	35	1	7	3	63	
納 豆 製 造 業		3	3	1	1	1	3	
め ん 類 製 造 業		33	34	2	8	1	34	
そ う ざ い 製 造 業		33	32	—	4	1	21	
かん詰又はびん詰食品製造業		5	4	—	—	1	—	
添 加 物 製 造 業		4	4	—	—	—	1	
計		121	117	5	20	9	127	

イ 食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表3-2）

区 分	19年度末 営業所数	20年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	菓 子	3	5	5	/	3	—	
	豆腐及びその加工品	1	1	1		1	—	
	弁 当 類	—	4	4		—	—	
	ゆ で め ん 類	—	—	—		—	—	
	そ う 菜 類	1	1	1		1	—	
	アイスクリーム類	—	—	—		—	—	
	魚介類及びその加工品	1	—	—		1	—	
	小 計	6	11	11		6	—	
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	つ け 物 製 造 業	20	18	—	2	2	8	
	製 菓 材 料 等 製 造 業	5	5	1	—	1	1	
	粉 末 食 品 製 造 業	19	19	1	1	1	5	
	そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	10	9	—	2	1	6	
	調 味 料 等 製 造 業	24	23	1	3	2	22	
	魚 介 類 加 工 業	5	4	1	—	2	2	
	液 卵 製 造 業	—	—	—	—	—	—	
食 料 品 等 販 売 業	店 舗	874	758	59	79	122	448	業変-53
	包 装	57	143	40	50	7	127	業変+53
	自 動 販 売 機	90	82	13	8	21	27	
	移 動 販 売 車	13	11	1	2	3	3	
	小 計	1,034	994	113	139	153	605	
卵 選 別 包 装 業 者	1	1	—	—	—	—		
総 計	1,133	1,084	128	147	168	649		
東 京 都 ふ ぐ の 取 扱 い 規 制 条 例 に 規 定 す る 営 業	59	64	8	—	3	97		

(注) 行商の施設数については、平成20年4月1日～12月31日末現在である。

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）（表3-3）

区 分	19年度末 営業所数	20年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数	備 考	
総 数	280	280	6	6	318		
集 団 給 食 施 設	学校・幼稚園	87	85	—	—	19	業変-2
	病院・診療所	31	31	1	1	51	
	工場・事業所	1	1	—	—	0	
	児童福祉施設	96	102	5	1	172	業変+2
	社会福祉施設	47	45	—	2	61	
	ボランティア給食	6	6	—	—	3	
	そ の 他	11	9	—	2	11	
	給食（届出以外）	1	1	—	—	1	

エ 食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表3-4）

区分	19年度末 営業所数	20年度末 営業所数	許可 件数	休止数	廃業数	監視件数	備考
食鳥処理業	4	3	—	1	1	11	

オ 食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等（表3-5）

区分	19年度末 営業所数	20年度末 営業所数	報告 件数	廃業数	監視件数	備考
総計	5,691	5,694	3	—	2,197	
許可を要しない食品製造業	製粉・精米・精麦業	110	110	—	—	44
	つけ物製造業	31	31	—	—	17
	その他の一般食品	31	31	—	—	8
	食品製造業 乳肉食品	—	—	—	—	—
	小計	172	172	—	—	69
許可を要しない食品販売業	魚介類加工品販売業	680	680	—	—	141
	乳製品販売業	706	706	—	—	189
	アイスクリーム類販売業	855	857	2	—	290
	野菜果物販売業	598	598	—	—	272
	菓子(パンを含む)販売業	1,035	1,035	—	—	696
	主食販売業	168	168	—	—	129
	酒類・調味料販売業	390	390	—	—	118
	その他の食品販売業	178	179	1	—	90
	小計	4,610	4,613	3	—	1,925
器具容器包装おもちゃ	食器具容器包装製造業	—	—	—	—	—
	食器具容器包装販売業	215	215	—	—	78
	おもちゃ製造業	—	—	—	—	—
	おもちゃ販売業	221	221	—	—	28
	小計	436	436	—	—	106
添加物製造業	—	—	—	—	—	
添加物販売業	473	473	—	—	297	
乳さく取業	—	—	—	—	—	

(2) 食品検査等

ア 食品別収去検査（健康安全研究センター等送付分）（表3-6）

項目 食品分類		合 計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
19	管内総数	191	190	1	138	137	1	53	53	—
20	管内総数	244	237	7	173	173	—	71	64	7
魚介 類等	魚介類	2	2	—	2	2	—	—	—	—
	魚介類加工品	12	12	—	6	6	—	6	6	—
冷凍 食品	無加熱摂取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前加熱済・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前未加熱・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生食用冷凍鮮魚介類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉・卵類及びその加工品		63	63	—	59	59	—	4	4	—
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	1	1	—	—	—	—	1	1	—
	乳製品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳類加工品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類・氷菓	5	5	—	5	5	—	—	—	—
農産物 等	穀類及びその加工品	9	5	4	2	2	—	7	3	4
	野菜類・果物及びその加工品	24	24	—	14	14	—	10	10	—
菓子類		26	25	1	13	13	—	13	12	1
飲料・ 氷雪・ 水	清涼飲料水	12	12	—	6	6	—	6	6	—
	酒精飲料	4	4	—	2	2	—	2	2	—
	氷雪	2	2	—	1	1	—	1	1	—
	水	2	2	—	1	1	—	1	1	—
その他 の食品	缶詰・びん詰	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	調味料	7	5	2	1	1	—	6	4	2
	そうざい類及びその半製品	58	58	—	54	54	—	4	4	—
	上記以外の食品	17	17	—	7	7	—	10	10	—
添加物	別表第2の添加物及び製剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 添 加 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
器具等	器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	おもちゃ	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施したすべての業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（保健所実施分）（表 3-7）

年度	区 分	検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査		
			良	不 良	良	不 良	
19	管 内 総 数	1,437	1,400	37	—	—	
20	管 内 総 数	1,577	1,509	68	—	—	
	管内 総数	手 指	743	699	44	—	—
		調 理 器 具	568	554	14	—	—
		食 品	58	58	—	—	—
	そ の 他	208	198	10	—	—	

(3) 食中毒

ア 食中毒発生状況

平成20年度は6件の食中毒が発生した。病因物質は黄色ブドウ球菌、カンピロバクター、ツキヨタケ、ノロウイルス及びウェルシュ菌であった。

食中毒発生状況（表 3-8）

総 数		内 訳				
19年度	20年度	発 生 年 月 日	原 因 施 設	原 因 食 品	原 因 物 質	患 者 数 / 喫 食 者 数
5 件	6 件	20年7月24日	飲食店	おにぎり	黄色ブドウ球菌	1/不明
		20年7月27日	不明	不明	カンピロバクター	11/不明
		20年9月29日	家庭	キノコ	ツキヨタケ	2/2
		21年1月26日	飲食店	会食料理	ノロウイルス G I	37/不明
		21年2月4日	飲食店	仕出し弁当	ノロウイルス G II	33/96
		21年2月7日	給食施設	給食	ウェルシュ菌	53/92

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体の依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表 3-9）

事 件 数	調 査 対 象 数				検 査 件 数		
	患 者 関 係			施 設 関 係	総 数	病 因 菌 検 出 状 況	
	総 数	発 病 状 況				不 検 出	検 出
		非 発 病	発 病				
37	210	158	52	8	93	69	24

(4) 苦情・相談等

ア 苦情処理件数（表3-10）

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
19	242	22	51	8	5	30	73	20	15	4	3	11
20	250	24	51	4	6	26	74	12	9	1	4	47

(注) 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

イ 相談件数（表3-11）

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
6,317	2,819	3,498

(5) 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可のいない集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、飲食店営業（仕出し屋、弁当屋、すし屋、集団給食）、許可を要しない集団給食施設（食品製造業等取締条例に基づく届出義務のある施設）、大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上）を対象とした。食品衛生実務講習会(B)は(A)以外の食品営業関係施設を対象とした。

また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況（表3-12）

年度	区 分	食品衛生実務講習会 (A)	食品衛生実務講習会 (B)	その他(消費者等)	合計
19	回 数	6	53	8	67
	受講者数	986	1,687	147	2,820
20	回 数	13	60	11	84
	受講者数	1,564	1,621	443	3,628

(6) 調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数（表3-13）

年度	区 分	調 理 師	製菓衛生師	
19	管 内 総 数	209	10	
20	管 内 総 数	248	15	
	管内 総数	免 許 申 請	193	14
		免 許 証 書 換 交 付 申 請	28	1
		免 許 証 再 交 付 申 請	27	0

(7) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数（表3-14）

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	11	2,100
夜間営業者	1（ふぐ一斉）	95
そ の 他	—	—

(8) 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場・畜舎施設数等及び監視指導状況（表3-15）

年 度	区 分	総 数	化製場等	動 物 質 原 料 運 搬 業	動 物 質 原 料 運 搬 容 器 数
19	年度末施設数等	3	1	2	4
	監視指導件数	—	—	—	4
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—
20	年度末施設数等	3	1	2	4
	監視指導件数	—	—	—	4
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—

4 栄養指導

健康増進法に基づいて、生活習慣病ハイリスク者・在宅難病患者等への専門的栄養指導及び特定給食施設や食品業者等に対する栄養管理及び栄養表示等に関する指導を行った。

(1) 専門的栄養指導等

ア 個別栄養指導

個別栄養指導状況（表4-1）

年 度	区 分	(計) 栄養指導	栄 養 指 導					
			(再掲)			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精神	
			生活習慣病	難 病	その他疾病			
19年度	総 数	190	161	5	24	—	3	
20年度	総 数	203	155	3	45		25	
	内 訳	妊産婦	—	—	—	—	—	/
		乳幼児	3	2	—	1	—	
		20歳未満	2	2	—	—	—	
		20歳以上	198	45	3	44	—	

イ 集団栄養指導

集団栄養指導状況（表4-2）

年 度	区 分	(計) 栄養指導	栄 養 指 導				
			(再掲)			(再掲) 精 神	
			生活習慣病	難 病	その他疾病		
19年度	総 数	191	114	17	60	19	
20年度	総 数	639	581	—	58	—	
	内 訳	妊産婦	—	—	—	—	/
		乳幼児	—	—	—	—	
		20歳未満	32	—	—	32	
		20歳以上	607	581	—	26	

(2) 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は369施設（平成21年3月31日現在）である。そのうち管理栄養士が配置されている施設は134施設（36.3%）、栄養士のみ配置されている施設は152施設（41.2%）、管理栄養士及び栄養士が配置されていない施設は83施設（22.5%）であり、健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として、病院15施設、事業所10施設が指定されている。これらの特定給食施設等に対し、栄養管理等について個別指導（来所、電話、巡回）及び栄養管理講習会等の集団指導を行ってきた。

また、八王子集団給食協議会、福祉給食研究会、八王子病院栄養研究会、八王子保育園給食研究会の地域自主研究団体の活動を支援した。

給食施設数（表４－３）

年 度	総 数	学 校	病 院	介護老 人保健 施設	老人福 祉施 設	児童福 祉施 設	社会福 祉施 設	矯正施 設	寄 宿 舎	事業所	給食セ ンター	その他
19年度	370	115	43	8	34	88	11	3	16	32	—	20
20年度	369	113	42	8	34	88	11	3	16	32	—	22

給食施設指導状況（表４－４）

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又 は1日250食以上	1回300食以上又 は1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
19年度	総 数	個別指導延べ施設数	253	127	67	59
		(再掲)巡回指導	10	4	6	—
		集団指導 開設回数 延べ施設数	8 545	… 282	… 137	… 126
20年度	総 数	個別指導延べ施設数	380	197	100	83
		(再掲)巡回指導	27	17	9	1
		集団指導 開設回数 延べ施設数	15 449	… 229	… 94	… 126

栄養管理講習会実施状況（表4-5）

開催日	会場	テーマ	講師名	参加施設数	参加人数
平成20年5月28日	八王子市保健所	・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告集計結果 ・情報提供・事務連絡	保健所食品衛生監視員 保健所栄養士	53	54
6月4日	八王子労政会館	・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告集計結果 ・情報提供・事務連絡	保健所食品衛生監視員 保健所栄養士	55	55
6月9日	八王子市保健所	・食品衛生情報（食中毒予防） ・特定給食施設栄養管理報告集計結果 ・情報提供・事務連絡	保健所食品衛生監視員 保健所栄養士	30	32
7月30日	八王子労政会館	・栄養士のためのコーチング～コミュニケーション力のスキルアップのために～ ・特定給食施設の栄養管理について ・東京都民の健康栄養状況（H18）について ・平成20年度特定給食施設栄養改善普及事業（栄養展）について	(有)オフィス serendipity 鱸 伸子氏 保健所栄養士	75	96
8月5日	八王子市保健所	・健康増進法と特定給食施設の基礎知識 ・その他健康情報 ・情報提供・事務連絡	保健所栄養士	33	33
平成21年1月15日	八王子市保健所	・栄養管理報告書からみた課題と対策 ・メタボリックシンドローム予防対策 ① 社員食堂をメタボ対策にどう役立てるか ② 特定給食施設における事例発表 ・情報提供・事務連絡	保健所栄養士 事業所栄養士	13	19
2月16日	八王子市保健所	・栄養ケアマネジメントについて ・高齢者の食事介護について ・感染症の最新情報 ・介護報酬改定について（栄養関係） ・平成19年国民健康・栄養調査結果の概要	保健所栄養士	52	54
3月13日	八王子労政会館	・栄養管理報告書からみた課題と対策（カルシウムレシピ配布） ・地域で食育に取り組もう ・特定給食施設の栄養改善取り組み事例紹介 ・平成19年国民健康・栄養調査結果の概要	保健所栄養士 独立行政法人国立健康・栄養研究所 饗庭 直美 保育園栄養士 保健所栄養士	69	70

(3) 地区組織関連等

保健栄養連絡会及び市との保健栄養業務連絡会を開催し、食生活向上に関する検討・協議を行った。

また、地域の健康づくりに寄与する在宅栄養士や調理師等の人材育成を図るため、健康づくり調理師研修会等の開催及び地域活動栄養士会（平成5年発足、会員数19名）、八王子管理栄養士の会（平成11年10月発足、会員数14名）の活動を支援してきた。

関係機関との連絡調整会議（表4-6）

項 目	内 容 等	実施回数	延べ人員
保健栄養連絡会	市（保健所、保健センター、子育て支援課、教育委員会）、及び民間栄養関係8団体の代表、保健所栄養関係者により、地域保健福祉計画（栄養・食生活）の推進等の検討、意見交換	1	18
市との保健栄養業務連絡会	市内の保健所、保健センター、子育て支援課、教育委員会の関係者による地域保健栄養事業推進に係る連絡調整、情報交換等	3	32

人材育成状況（表4-7）

項 目	実施回数	延べ人員	内 容 等
健康づくり調理師研修	2	39	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「メタボ予防に着目した『ヘルシーメニュー』の取り組みについて」 講師 東京家政学院大学准教授 松月弘恵 ・「食品衛生の最新情報」 保健所食品衛生監視員 ・「メタボリックシンドロームの判定」 ・「自店メニューの栄養価計算、バランスガイドでの表示の仕方体験」 保健所栄養士
食育指導者セミナー	1	31	<ul style="list-style-type: none"> ・いちば食育応援隊による青果物について ・食育推進の現状、技術支援 ・地域栄養3団体による活動事例の紹介
地域活動栄養士会	17	120	乳児から高齢者までの栄養指導について（情報提供）
八王子管理栄養士の会	16	40	特定検診・特定保健指導について等（情報提供）
管理栄養士実習生指導	6	48	実践女子大学3年生8名 前期6月2日～6月13日 後期9月29日～10月14日

(4) 栄養表示・飲食店指導

飲食店や食品業者に対して随時、栄養成分表示等について普及・指導を行った。また、栄養表示基準制度及び、特別用途食品表示許可制度に基づく食品についての収去検査は2回実施し、栄養表示食品2検体、栄養機能食品2検体について表示内容の検査を実施し、結果は、全て適正であった。また、国からの依頼を受けて栄養表示食品1検体を実施し、結果はすべて適正であった。

栄養表示・飲食店指導（表4-8）

年 度	区 分	業 者 指 導 (件数)		
		飲食店等	食品関係業者等	(再掲) 栄養表示基準
19年度	個別指導延べ施設数	—	7	7
	(再掲)巡回指導	—	—	—
	集団指導 開設回数	1	—	—
	延べ施設数	404	—	—
20年度	個別指導延べ施設数	—	17	17
	(再掲)巡回指導	—	—	—
	集団指導 開設回数	2	—	—
	延べ施設数	602	—	—

(5) 特定給食施設栄養改善普及事業（栄養展）等普及啓発

特定給食施設の資質の向上及び給食施設自主活動の活性化を図るとともに、地域の食生活通じた健康づくりを普及するため、地域の特定給食施設団体との連携により栄養展を開催した。

栄養展実施状況（表4-9）

項 目	開催日	延べ人員	内 容 等
第32回 あなたの栄養展	10月10日(金) 10月11日(土)	730人	テーマ:打倒メタボ大作戦Ⅱ!あなたの健康は小さな改善から <展示・実演> メタボ予防メニュー、食品エネルギーと運動消費量、食品の塩分・糖分・脂肪分の量、離乳食、こどものおやつ、食育教材など、食品カロリー自動測定器を使った測定実演 メタボ予防料理の実演 <測定・体験> からだ年齢測定、食事バランスチェック、脂肪燃焼エクササイズ教室、食中毒予防のための手洗いチェック

(6) 生活習慣病予防週間における普及活動

生活習慣病予防週間（2月1日～7日）に、道の駅八王子滝山において庁内関係部署、地域栄養2団体、道の駅八王子滝山の連携・協力によりメタボリックシンドローム予防のパネル展示、資料配布をするとともに、2月1日（日曜日）は、個別に体脂肪測定及び食事・運動助言を166名、自動血圧計による測定を161名、血管年齢測定を257名、保健栄養相談を257名に行った。また、ウォーキングを実施したところ、18名の参加があった。

(7) 国民健康・栄養調査等

健康増進法に基づき、国民の総合的健康増進を図る基礎資料として、身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動等の状況を明らかにするため、毎月11月に厚生労働省が実施する調査である。平成20年度は、調査指定2地区（片倉町、中野町）を対象に実施した。身体状況調査については、対象地区それぞれに会場を設け実施した。調査結果について個別に医師、栄養士による評価も加え通知した。

国民健康・栄養調査等実施状況（表4-10）

調査名	調査地区	調査対象		項目別実施（人）		
		世帯	人数	栄養摂取状況	身体状況	生活習慣
国民健康・栄養調査	中野町	15	25	13	10	9
	片倉町	20	49	30	29	31